

参考資料1 . 過疎地域における集落づくりの担い手と支援のあり方

目次

論点3 . サービス機能の集約化	… 1	
・「集落活性化推進事業」		… 1
・「定住自立圏等形成に向けた地域経営推進事業」		… 2
論点3 . 生活関連サービスへのアクセスの確保	… 3	
・過疎地域等における公共交通		… 3
・(参考)地域公共交通活性化・再生総合事業		… 4
・コミュニティバス(非公開)		… 5
・デマンドタクシー(非公開)		… 6
・自治会借り上げバン(非公開)		… 7
・(参考)道整備交付金		… 8
論点3 . サービスの担い手の構成	… 9	
・過疎集落等振興策の新しい潮流		… 9
・(参考)総務省「集落支援員」の設置		… 10
・アイルランド西部の辺境地域の協同組合の事例		… 11
・過疎地域における産業構造の特徴		… 13
・集落づくりを担う可能性を有する組織形態の一覧		… 20
論点3 . 既存組織の活用	… 21	
・郵便局数の推移と簡易郵便局		… 21
・簡易郵便局の受託者と一時閉鎖局の閉鎖理由		… 22
・郵便局が受託している市町村業務・郵便局と支所の併設		… 23
・閉鎖中の簡易郵便局の対策		… 24
・郵便局の進退の状況		… 25
・コンビニエンスストア内の簡易郵便局		… 28
・コンビニエンスストア商品の移動販売		… 29
・全国のJA数・JA店舗数(信用事業を実施)の推移		… 30
論点3 . 高等教育サービスを受けやすくする仕組み	… 31	
・奨学金の貸与額と申込資格の例		… 31
論点3 . 既存の制度	… 32	
・(参考)急傾斜地崩壊対策事業		… 32
・(参考)中山間地域における地域防災力の強化		… 33
・(参考)地域情報通信基盤整備推進交付金		… 34
・(参考)地域イントラネット基盤施設整備事業		… 35

「集落活性化推進事業」

1. 背景・目的

人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域(過疎、山村、半島、離島、豪雪地域)において、定住人口・滞在人口の流出抑制を図るため、既存の公共施設を再編・再生し、公益サービスの維持確保、地域産業の活性化による雇用確保等を支援する。

2. 事業概要

1) 対象地域

過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域

2) 補助対象

既存の公共施設を再編・再生する事業であって、以下のいずれかに該当する事業の実施に必要な施設の整備及び当該施設整備と一体的な調査等。

ア) 地域ストック再編事業

地域住民に対する様々な公益サービス機能を維持するため、既存公共施設の集約化によるワンストップサービスの実現やコストの低減を図る事業

イ) 地域ストック再生事業

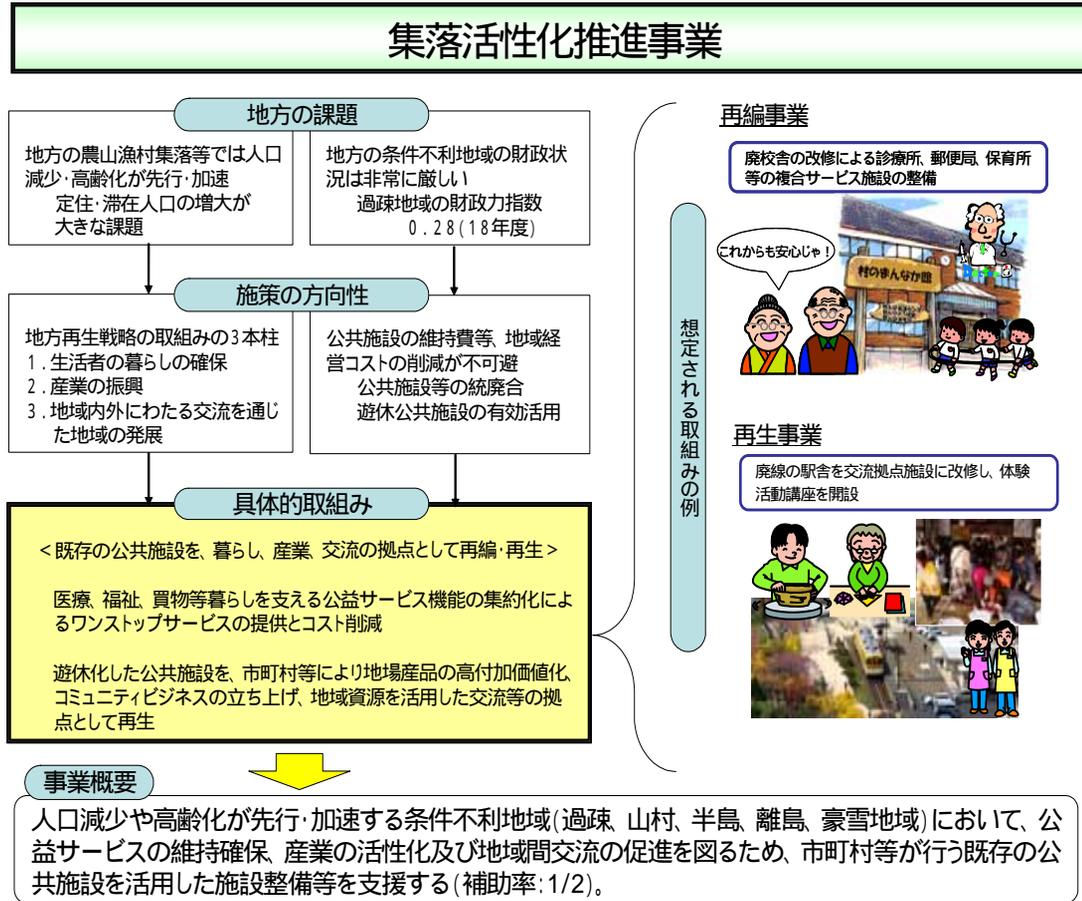
農林漁業、伝統工芸及びコミュニティビジネス等地域産業の活性化又は地域と地域外との交流の活発化を図るため、既存公共施設を再生し、産業、交流等の用途に供する事業

3) 事業主体: 対象地域を含む市町村等

4) 補助率: 1 / 2 以内

3. 事業効果

条件不利地域において、公益サービスの維持確保、産業の活性化及び地域間交流の促進による定住人口・滞在人口の流出抑制が図られることにより、地方における集落の活性化に寄与する



「定住自立圏等形成に向けた地域経営推進事業」

H20.1時点での政府原案

地方における人口流出が深刻化する中、中心市と周辺市町村が役割分担して生活に必要な機能を確保する定住自立圏構想の実現にあたり、周辺市町村が効果的かつ効率的に生活機能を提供する必要があるため、本事業を創設して周辺市町村の中心集落の機能強化等による生活サービスの維持を図る。

全国から事業内容の提案を募集し、先導的な案件を選定（10～20件程度）

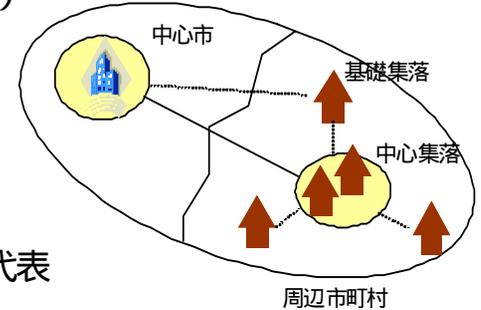
対象地域

定住自立圏を構成する周辺市町村等の中心集落

中心市と周辺市町村の間の協定が締結されていなくても、定住自立圏形成に向けた取り組みを行っている周辺市町村は対象とする。また、中心市が平成11年度以降に合併している場合は、合併前の市町村のうち人口が最大の市町村を中心市、その他の市町村は周辺市町村とする。

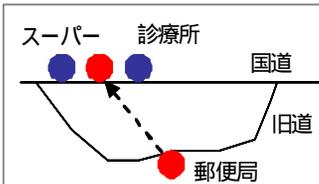
委託先

市町村、地或協議会（市町村及び民間事業者等により構成。市町村が代表になっているものに限る。）

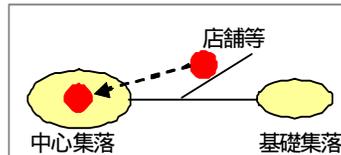


生活機能の集約化

周辺市町村等において効果的・効率的に生活サービスを提供するため、中心集落への生活機能の集約化を図り、中心集落への交通手段の確保等と組み合わせた社会実験を行う。



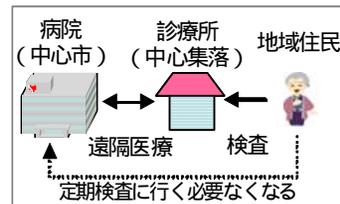
旧道沿いの郵便局機能の一部を商業施設等が立地する国道沿いの空き店舗に移転するとともに、旧道を走るバスルートを一時的に国道ルートに変更。



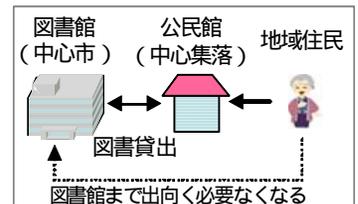
集落外にある直販所等を中心集落の空き店舗に移転するとともに、周辺の生産者へ直接向いて生産物を集荷するサービス等を試験的に実施。

中継機能の強化

住民が中心市まで行かなくても生活サービスを利用できるよう、中心市で提供されているサービスの一部を中心集落で提供するなど中継機能の強化を図り、交通手段の確保等と組み合わせた社会実験を行う。



中心集落の診療所で定期検査を受診できるよう遠隔医療システムを試験的に導入するとともに、診療所への送迎を試験的に実施。



中心市の図書館の本を周辺市町村でも借りられるよう中心集落の公民館等に図書検索・受付システムを試験的に導入し、住民へのサービスを提供。

過疎地域等における公共交通

過疎地域等では、地域のニーズを踏まえ、コミュニティバスの導入、NPOや社会福祉法人等による自家輸送や、スクールバスの住民利用など、各地で従来型の路線バス等の公共交通機関に替わる新たな移動手段の確保が進められている。

運送の種類	自家用有償旅客運送							
	一般乗合旅客運送	一般乗用旅客運送 (タクシー ¹)	特定旅客運送	市町村運営有償運送		過疎地有償運送	福祉有償運送	自家用車による無償運送
				交通空白輸送	市町村福祉輸送			
道路運送法の該当条項	法3条1号イ	法3条1号ハ	法3条2号	法78条2号				法の適用外
事業者の許可等	国土交通大臣許可(法4条1項)		国土交通大臣許可(法43条1項)	国土交通大臣による登録(法79条) ²				許可不要
運送の需要者	-	-	施設利用者等あらかじめ決められた特定の者	当該市町村の住民及びその親族その他当該市町村に日常の用務を有する者	当該市町村の住民のうち移動制約者であって市町村に会員登録を行った者	NPO等の会員であって対象地域の住民その他当該地域において日常の用務を有する者	NPO等の会員であって身体障害者、要介護認定者等の移動制約者及びその付添人等	(例：スクールバスの無償での住民利用等)
対象地域	-	-	-	当該市町村内の過疎地域や一部の都市地域などの交通空白地域	市町村内(発地・着地のいずれかが市町村内にあること)	過疎地域等の市町村(発地・着地のいずれかが市町村内にあること)	市町村(発地・着地のいずれかが市町村内にあること)	-
事業(運営)主体	許可を受けた事業者	許可を受けた事業者	許可を受けた事業者	市町村	市町村	NPO等	NPO等	-
運行主体	(事業主体と同じ)	(事業主体と同じ)	(事業主体と同じ)	運行委託可	運行委託可	(事業主体と同じ)	(事業主体と同じ)	-
運転者の要件	2種免許	2種免許	2種免許	2種免許又は1種免許+大臣認定講習(市町村)修了等	2種免許又は大臣認定講習(福祉)修了等 ³	2種免許又は1種免許+大臣認定講習(市町村)修了等	2種免許又は1種免許+大臣認定講習(福祉)修了等 ³	-
使用車両	-	定員11人未満の自動車	-	市町村が使用権原を有する自動車(バス可)	市町村が使用権原を有するの自動車(バス不可)	法人等が使用権原を有する自動車(バス可)	法人等が使用権原を有する福祉自動車(バス不可、乗車定員11人未満)	-
運賃等	上限の国土交通大臣認可	国土交通大臣認可	届出	実費の範囲内(地域公共交通会議で合意)	営利に至らない範囲(運営協議会の合意)	営利に至らない範囲(運営協議会の合意)	営利に至らない範囲(運営協議会の合意)	無償
路線等	路線を定めて行う場合と、定めない場合がある。	ドア・ツー・ドアの個別輸送	路線を定めて行う場合と、定めない場合がある。	路線を定めて行う。デマンド輸送の場合でも、基本となる路線を定める。	原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送	路線を定めて行う場合と、定めない場合がある。	原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送	-
事業者数等	554 (H18年度)	222,522 (H19年度、一般法人タクシー、福祉・ハイヤー除く)	129 (H20.3時点)	421市町村 2,017車両 (H20.9時点)	172市町村 543車両 (H20.9時点)	49団体 410車両 (H20.9時点)	2,305団体 13,753車両 (うちセダン7,553車両) (H20.9時点)	-

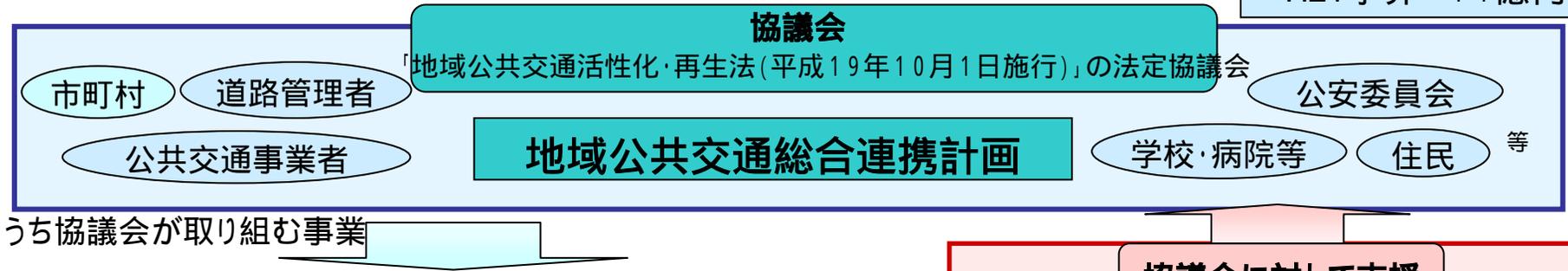
1 いわゆる乗合タクシーは、一般乗合旅客運送の許可を得て行われるものである。
 2 運送の必要性等について、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業、住民等からなる協議会等の合意が必要。
 3 セダン等車両の場合は介護福祉等の資格又は大臣認定講習(セダン)修了等

(参考) 地域公共交通活性化・再生総合事業

H20.1時点での政府原案

地域公共交通活性化・再生法を活用し、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な地域公共交通の活性化・再生に取り組む地域の法定協議会に対し、パッケージで一括支援を行う。当該事業は、20年度に新規創設されたものであるが、21年度から、調査事業の実施段階への移行や新規事業への対応、補助対象の拡大等のため、事業の拡充を図る。

H21予算 44億円



地域公共交通活性化・再生総合事業計画

【事業例】

- 鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行
- コミュニティバス・乗合タクシー、路線バス活性化の実証運行
- 空港アクセス改善(空港アクセスバスの実証運行等)
- コミュニティバス・乗合タクシーの導入の車両整備等
- 旅客船の航路再編・増便・ダイヤ変更等の実証運航
- 鉄道、バス、旅客船、地域航空の利用促進活動等(広報、イベント等)
- 乗継円滑化(乗継情報等の情報提供、ICカード導入、等)
- LRV(低床式軌道車両)の導入
- など



協議会に対して支援

補助率

「地域公共交通総合連携計画」(法定計画) 策定経費 定額

総合事業計画に定める事業に要する経費

- ・実証運行(運航) 1 / 2
- ・実証運行(運航)以外の事業 1 / 2
- 政令市が設置する協議会の取り組む事業 1 / 3

制度の特徴

- ・計画的取組の実現
- ・協議会の裁量確保
- ・地域の実情に応じた支援の実現
- ・事業評価の徹底

コミュニティバス

(非公開資料)

デマンドタクシー

(非公開資料)

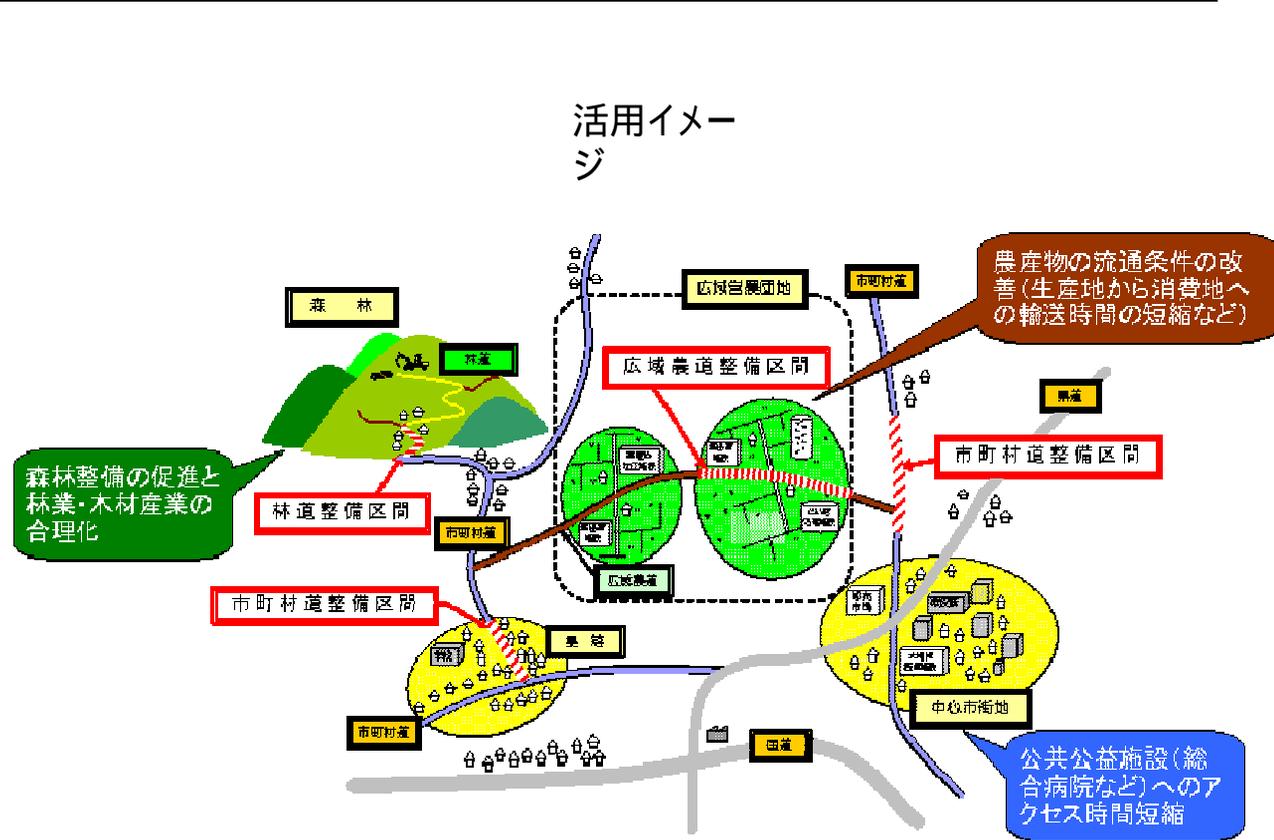
自治会借り上げバン

(非公開資料)

(参考) 道整備交付金

道整備交付金とは、地方の自主性、裁量性を高めるための補助金改革と地域再生の観点から創設された地域再生基盤強化交付金のうち、地域の重要なインフラである道路・農道・林道の一体的整備により地域再生を図るものです。内閣府に予算が一括計上され、地域の裁量による自由な施設整備、計画申請等の手続の窓口一本化、事業進捗等に応じた事業間での予算融通や年度間の事業量変更が可能です。道整備交付金の交付を受けるためには、地域再生計画を策定して、国からの認定を得る必要があります。

対象事業	市町村道、広域農道、林道について、種類の異なる2以上の事業を実施するもの 各事業が相互に連携して効果を発揮するもの
地域再生計画の策定	地方公共団体は単独又は共同で地域再生を実現するための事業として対象となる事業を盛り込んだ計画を策定し、内閣府に提出
交付金の申請・交付	地域再生計画を国が認定した場合、その計画に基づき、施設所管省庁が年度毎に地方公共団体からの交付申請に対して交付金を交付(事務手続き等の窓口は一本化)
交付限度額の算定	対象事業ごとに現行の補助事業における補助率、補助対象範囲の規定に基づき計算した額を合計し算定



(出典) 道路局HPより国土計画局作成

過疎集落等振興策の新しい潮流

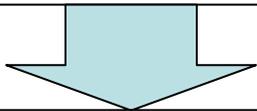
過疎集落等の振興に関わる昨今の施策の特徴として、1. 地方提案型、 2. 外部人材の活用、 3. 多様な受け皿 の3点が挙げられる。

地方提案型

支援対象となる活動内容の限定を緩やかにし、地域の創意工夫を最大限反映するように配慮している。

例：地方の元気再生事業(内閣官房)

国が予め支援メニューを示すことをやめ、地域固有の実情に即した先導的な地域活動等、幅広い取組(地域産業振興、農村産業振興、生活交通の確保など)に関する提案を公募。全国から1,186件の応募があり、120件を選定。(H20創設)



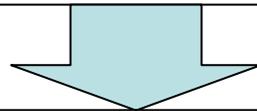
地域のアイデアを引き出すことにより、まだまだ新しい取組が生まれてくる可能性がある。

外部人材の活用

地域づくりに関する専門的な知識を持った人材を外部から連れてくることにより、効果的な地域づくりを実現するように配慮している。

例：地域再生マネージャー事業(総務省)

市町村の地域再生の取組を推進するため、具体的・実務的ノウハウ等を有する企業又は人材等を市町村が「地域再生マネージャー」に選定し、地域再生に係る業務を委託。(H16～H19)



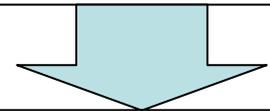
地域で不足している専門能力を持った人材を外部から連れてくることにより、地域の不安を具体的な解決策に発展できる可能性がある。

多様な受け皿

支援対象となる主体が、地方公共団体に限らず、NPOや企業、大学、住民団体など、従来よりも幅広くなっている。

例：「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業(国交省)

住民、地域団体、NPO等の多様な主体が協働し、埋もれゆく地域資源を活用してコミュニティを創生しようとする活動をモデル的に支援。(H20創設)



行政だけでなく、NPO、企業等の多様な民間主体を地域づくりの主体と位置づけることで、新たな取組が生まれてくる可能性がある。

(参考) 総務省「集落支援員」の設置

集落対策の推進について

過疎地域等における集落対策について（概要）
（平成20年8月1日総行過第95号 総務省通知）

進め方等

1 集落支援員の設置

- ・市町村に「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。
（行政経験者、農業委員など農業関係業務の経験者、NPO関係者など地域の実情に詳しい人材を活用）
（地域の実情に応じ、当該市町村外の人材活用も可能）

集落支援員による支援

- 集落支援員の活動内容や、活動体制の検討
- 必要な集落支援員を確保・設置（設置例：非常勤の嘱託員として設置する、NPOへの集落支援員に相当する業務を委託する等）

2 集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施（集落点検チェックシートを活用）

集落支援員による支援

- 地域の実情に応じた集落点検項目の検討
- 集落点検チェックシートの作成
- 集落点検の実施
- 点検結果の集約、住民への周知 等

3 集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進
（「集落点検」の結果を活用）
- ・集落支援員がアドバイザー・コーディネーターとして参画・支援

集落支援員による支援

- 実施時期・回数・参加者などを検討
- 集落支援員、市町村、住民や、外部有識者の参加を求めると、行政との「話し合い」を実施

集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策

積極的に実施

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 など

◎集落支援員の設置、集落点検、話し合いに要する経費への特別交付税措置
◎集落点検や話し合いの結果を踏まえて実施する集落の維持・活性化対策について、今後地方財政措置を検討

総務省「過疎地域等における過疎対策の推進について」
（平成20年8月1日）より

アイルランド西部の辺境地域の協同組合の事例

- ・アイルランドでは、60年代中期に、志を同じくする住民が出資して特定分野に取り組むCo-operative (地域開発協同組合) が出現した。現在、アイルランド西部の辺境地域においては23の協同組合があり、活動を続けている。
- ・責任者(マネージャー)には、高い資質が求められる。いかにして人材を育成・確保するか。

各協同組合の主な活動

- ・産業別協同組合として、特定の産業や職場職員の利益を確保(日本の職域生協と類似)
- ・消費者の利益や安全性を確保(日本の地域生協と類似)
- ・政府の福祉助成金を基に生活環境を改善
- ・地方自治体や公営企業に代わってインフラを整備・維持・運営
- ・ゲール語の普及、地域文化や文化資産を啓発
- ・独立採算化した事業の売却し、それを資金として非収益活動を展開

協同組合を支援する団体

- 「コーク大学協同組合研究所」
 - ・教育・職業訓練、コンサルティング、研究等、中間支援を展開
 - 「ウドラス・ナ・ゲールハルト」(政府公認団体)
 - ・アイルランド西部の23の協同組合のうち19に対して政府助成金を受け渡し
- 政府系公社
- ・協同組合の責任者(マネージャー)候補生を、毎年1年かけて育成(5,6人)



協同組合の責任者(マネージャー)

- ・協同組合の責任者(マネージャー)の任務は多忙を極め、それをこなす人材の確保は容易ではない。
【活動の例】
 - ・資金調達、帳簿管理
 - ・事業の直接実施
 - ・会議の進行・調整役
 - ・地域住民の動機付け
- ・求められる能力としては、ゲール語、業務に関する理解、マーケティングやPRに関する深い知識、指導力と起業能力、こころない批判への忍耐力などがある。

協同組合の資金源

- ・多くの協同組合では、自治体や公社との間で施設の運営・維持に関して契約を締結して収入を得ているが、経費でほぼ全てを消費してしまい、資本形成につながらず、経営は苦しい。
- ・一方、利益を見込める基幹産業を有する協同組合はその収入を資本形成につなげられるが、収益性を突き詰めていくと軌道に乗せるのは容易ではない。
- ・結局、ウドラスや公社、海運省からの補助金や、基金を拠出する団体からの寄附に依存している。
- ・それでも足りない場合には、マネージャーや職員たちのサービス残業によって埋め合わせられている。
- ・裏負担の確保が難しく、協同組合の資産を担保に入れ、銀行からの小口の融資を引き出すほかない。

その他

- ・負担金や利益の分配で不都合の生じる業界では協同組合は成立しづらい。(タクシー協同組合は成立しても、生クリーム生産の協同組合は上手くいかなかった。)
- ・スコットランドの各協同組合は、政府の高地・島嶼地域開発庁と蜜月状態で取組みを進めていたが、80年代後半に政府資金の削減とともに活動が衰退してしまった。
- ・協同組合は、政府や私企業が失敗した場合に、その代替として登場する。
- ・かつての共同体を協同組合とするのは困難であり、販売マーケティングや帳簿管理等のノウハウも必要。

資料:アイルランドの協同組合(辺境地域共同体と“Co-operative”)、
(平野秀樹、「農林経済」平成13年8月27日～9月10日)より国土計画局作成

過疎地域における産業構造の特徴

•過疎地域においては、非過疎地域と比べて公務や複合サービス業の従業者の構成比が高い。住民(サービス受益者、対価の支払者)が少ないことによる効率性とビジネスの確立の面から、1組織による複数のサービス提供が求められているのではないかと考えられる。また、建設業臨時雇の構成比が全国の2倍を超えることから、人口減少下であっても潜在的な過剰労働力はあるのではないかと考えられる。

過疎地域、非過疎地域における就業者の構成

	全就業者数	就業者数			構成比			特化係数		
		複合サービス	公務	建設業臨時雇	複合サービス	公務	建設業臨時雇	複合サービス	公務	建設業臨時雇
非過疎地域	50,657,213	481,817	1,660,120	281,089	1.0	3.3	0.6	0.86	0.96	0.92
過疎地域	2,864,826	80,824	136,213	38,653	2.8	4.8	1.3	2.55	1.39	2.23
みなし過疎地域	1,475,288	30,748	54,515	13,593	2.1	3.7	0.9	1.89	1.08	1.52
一部過疎地域	6,508,646	85,961	247,300	38,303	1.3	3.8	0.6	1.20	1.11	0.97
過疎 + みなし過疎	4,340,114	111,572	190,728	52,246	2.6	4.4	1.2	2.33	1.29	1.99
過疎 + みなし過疎 + 一部過疎	10,848,760	197,533	438,028	90,549	1.8	4.0	0.8	1.65	1.18	1.38
全国	61,505,973	679,350	2,098,148	371,638	1.1	3.4	0.6	1.00	1.00	1.00

平成17年国勢調査より国土計画局作成

「公務」：国家公務（立法・司法・行政機関）、地方公務（都道府県機関、市町村機関）

「複合サービス業」：郵便局、協同組合、農林水産業協同組合、事業協同組合
（p.9組織形態一覧の「E.消費生活協同組合」、「F.農業協同組合」にあたる）

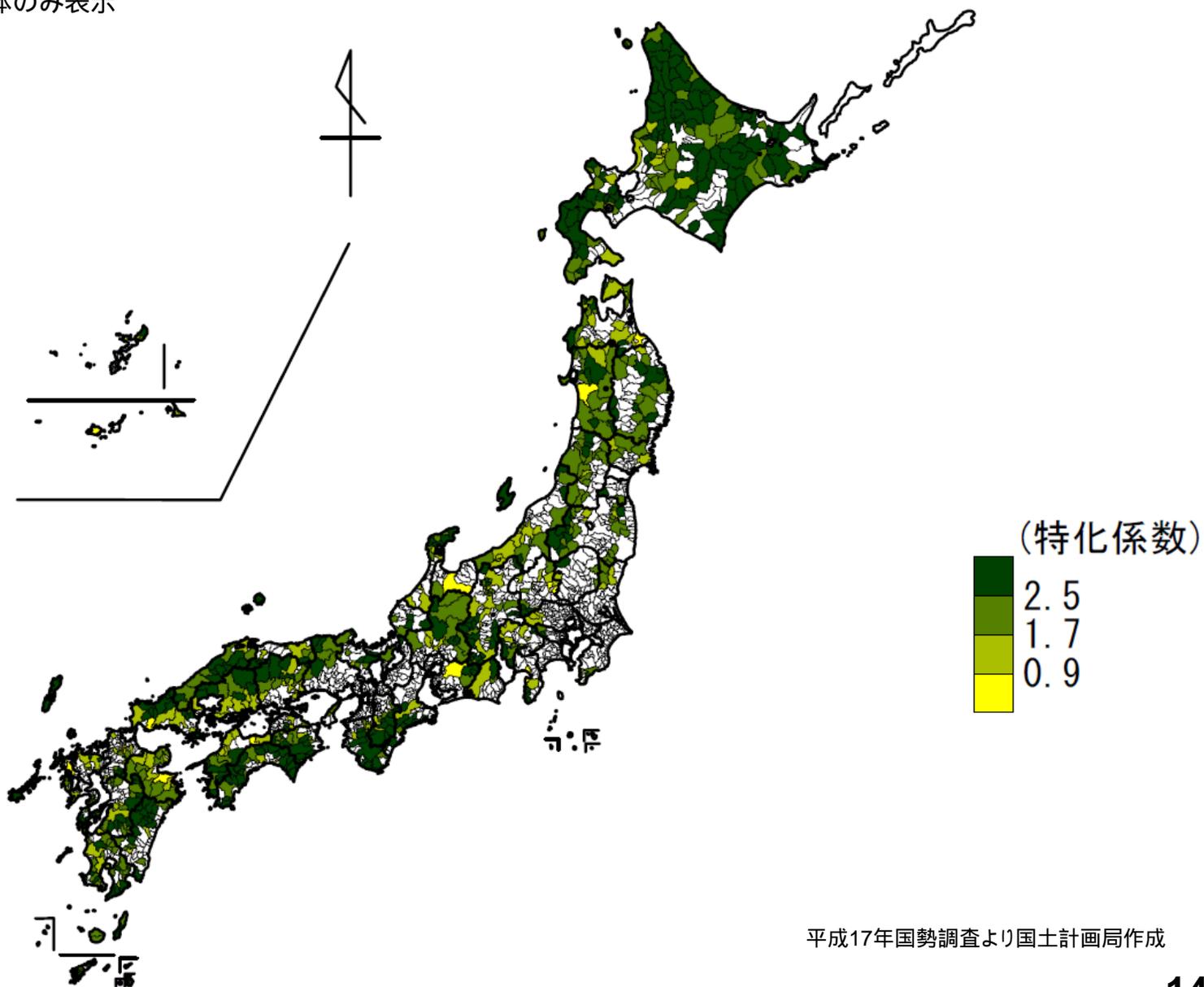
日本郵政のうち、持ち株会社、事業会社、局会社が、大分類「運輸・郵便業」、保険会社、銀行が、大分類「金融業・保険業」、それらを複合的に行っている事業所が、大分類「複合サービス業」に分類される。

「建設業臨時雇」：建設業のうち、日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人

特化係数 = (当該地域の当該業種の就業者数の構成比 / 全国の当該業種の従業者数の構成比)

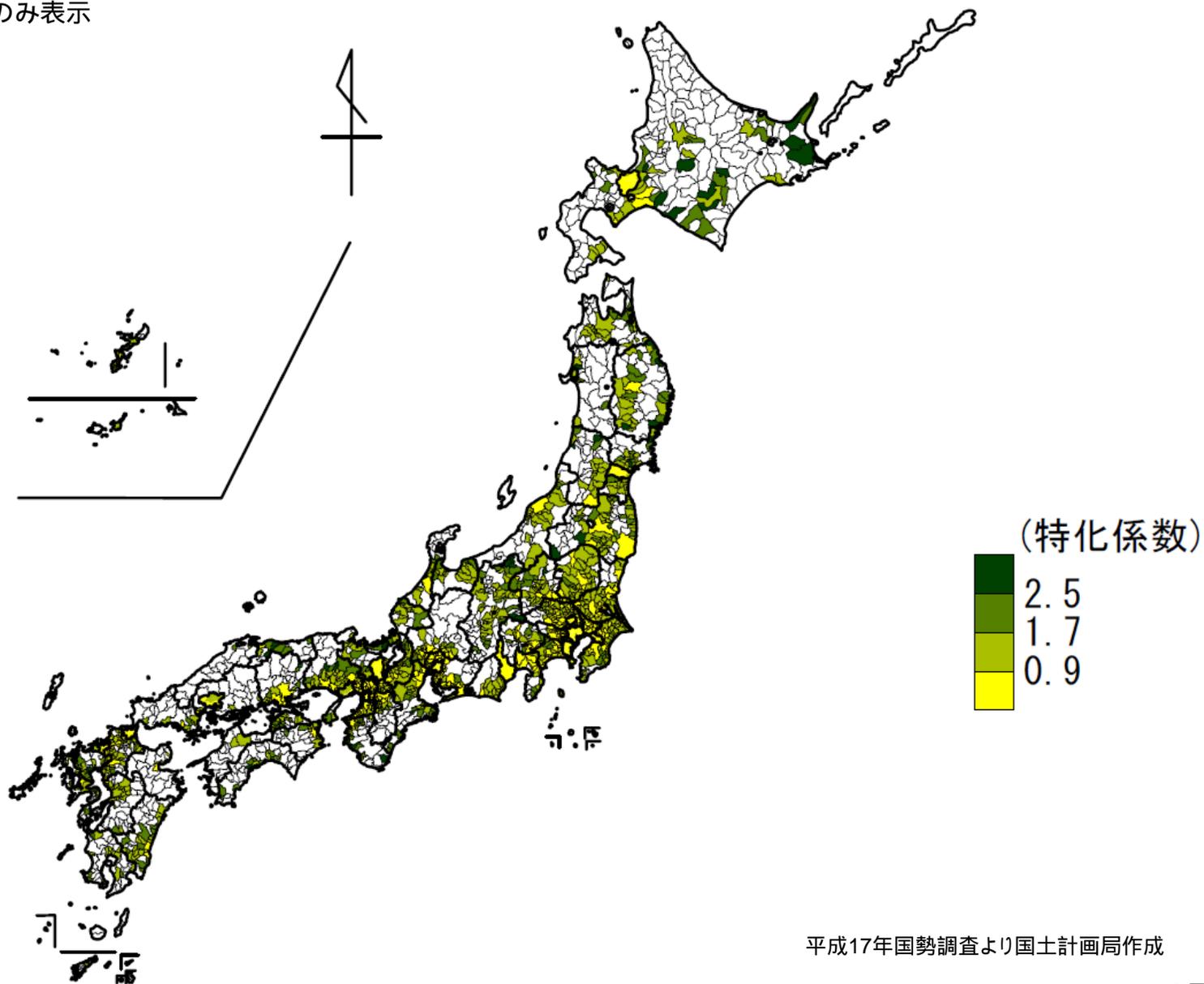
産業分類別就業者数から 複合サービス業の特化係数

過疎関係自治体のみ表示



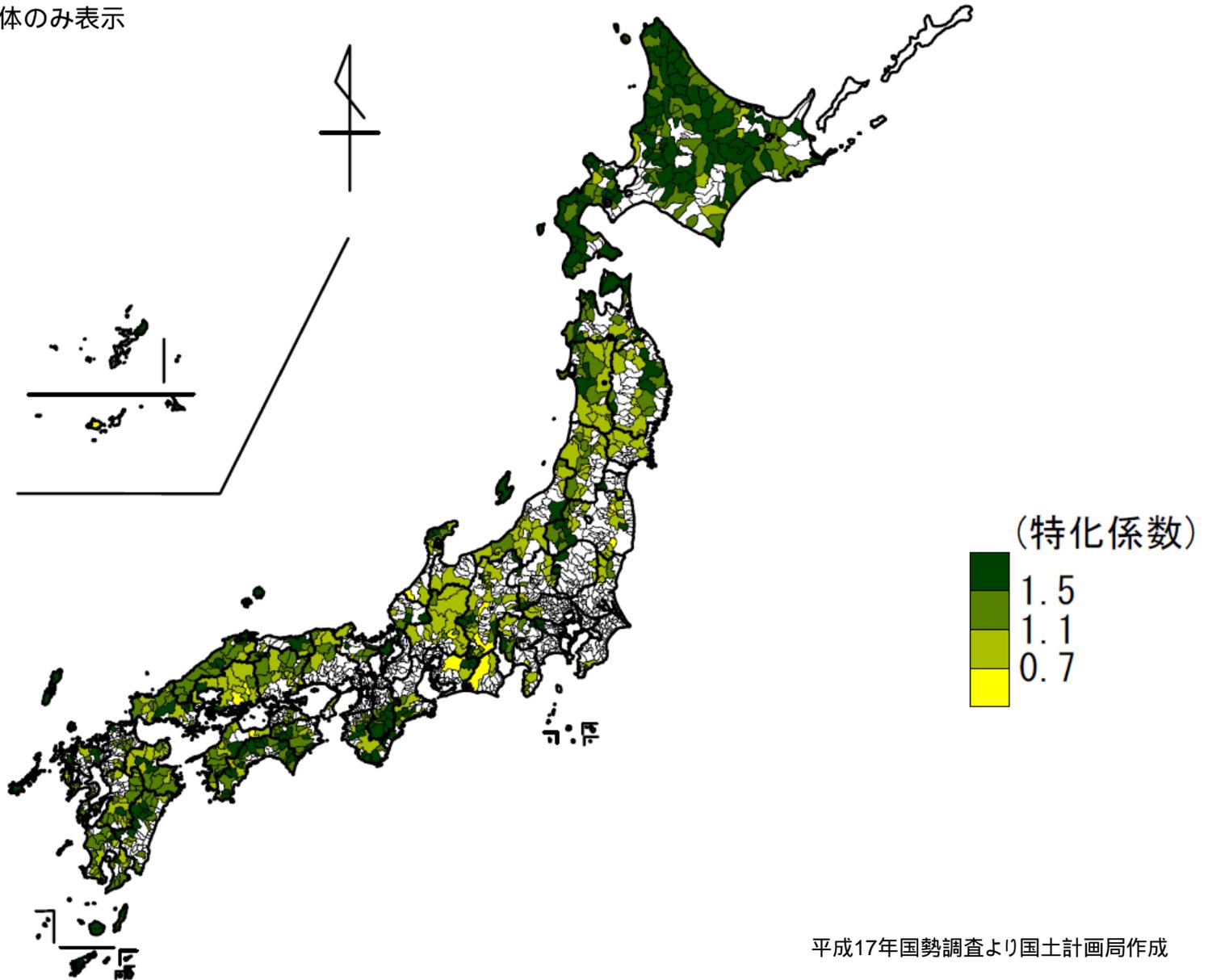
産業分類別就業者から 複合サービス業の特化係数

非過疎自治体のみ表示



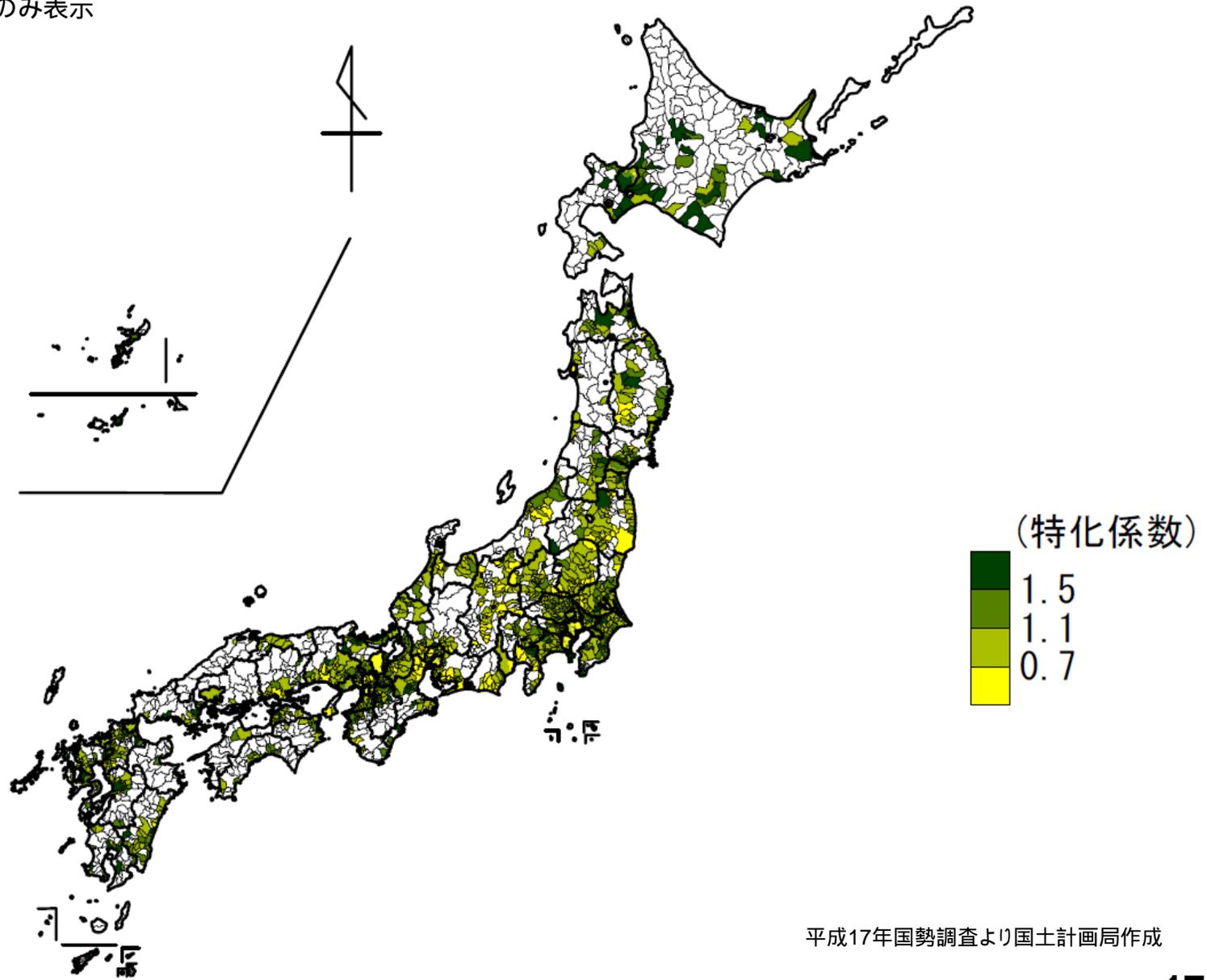
産業分類別就業者数から 公務の特化係数

過疎関係自治体のみ表示



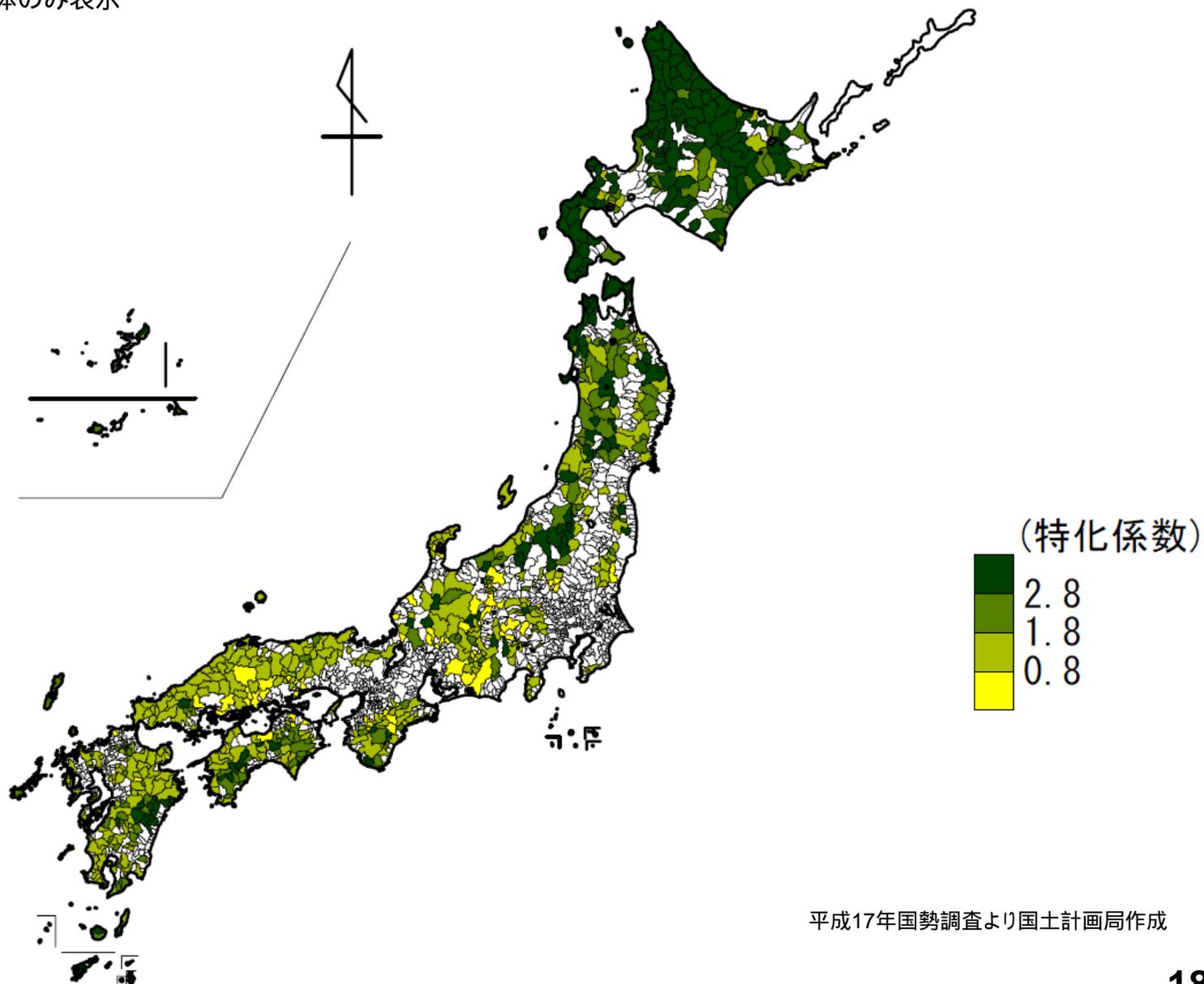
産業分類別就業者数から 公務の特化係数

非過疎自治体のみ表示



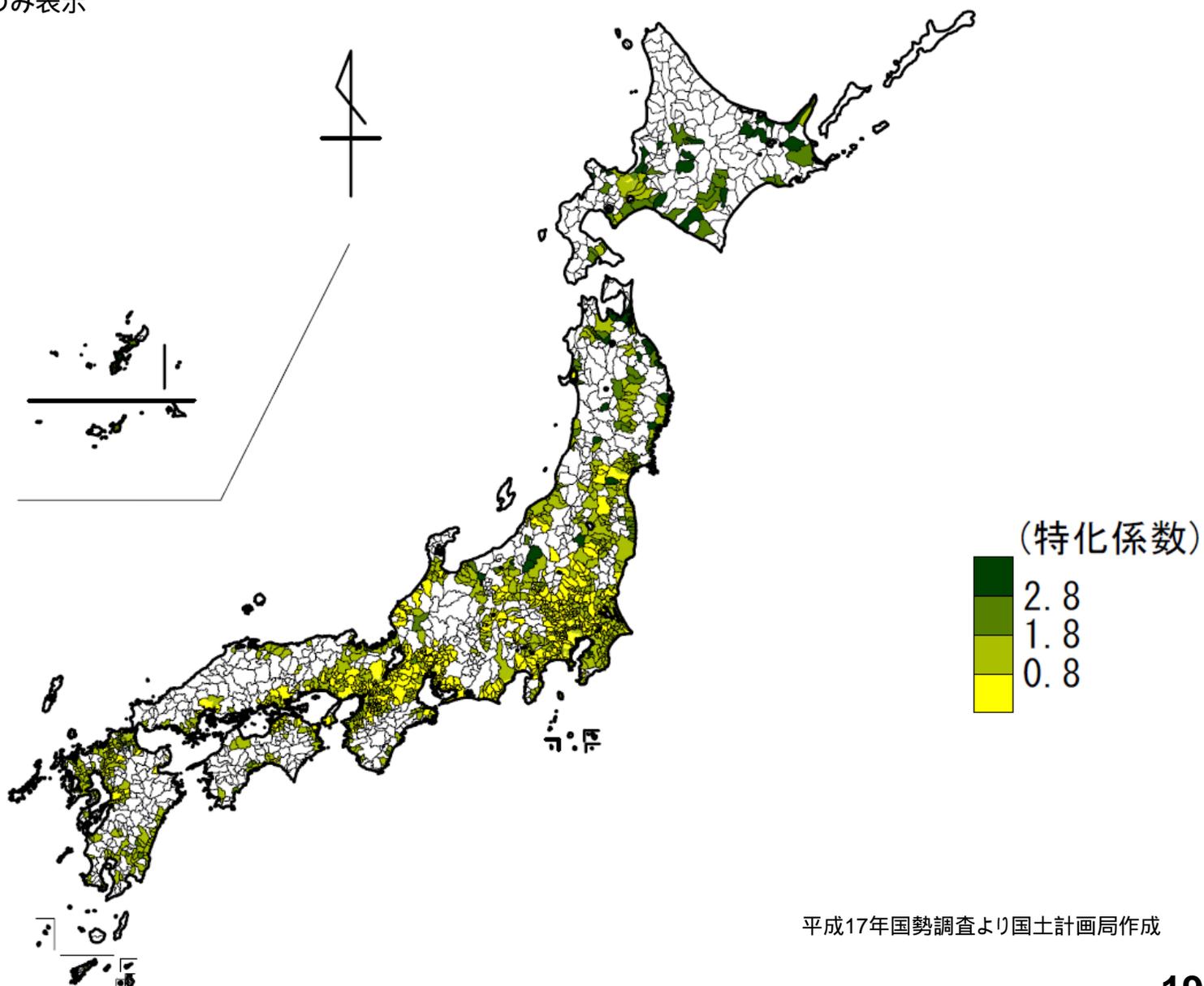
産業分類別就業者数から 建設業臨時雇の特化係数

過疎関係自治体のみ表示



産業分類別就業者数から 建設業臨時雇の特化係数

非過疎自治体のみ表示



郵便局数の推移と簡易郵便局

- ・平成19年10月より、郵便局(株)、郵便事業(株)、(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険に民営化
- ・郵便局は20年12月現在、全国で約24,500局。
- ・簡易郵便局の割合は全体の約17%。
- ・日本の人口1億2770万人を郵便局数で割ると、1局あたり平均約5200人をカバー。
- ・郵便局数は全国の小学校数約22,500校とほぼ同程度。

郵便局数の推移

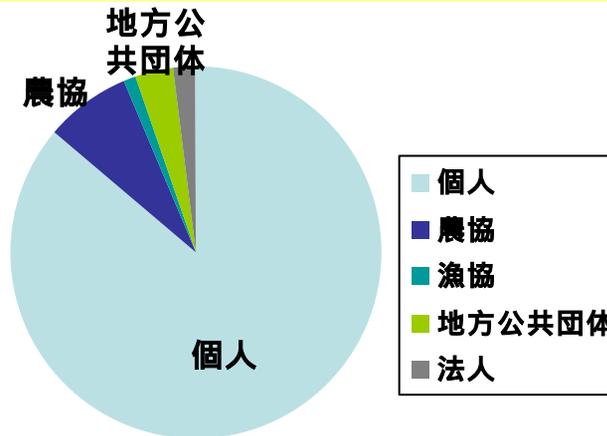
	平成16年度	平成18年度	民営化時 (19.10.1)	平成20年12月
直営郵便局	20,231	20,218	20,241	20,246
簡易郵便局 (うち一時閉鎖)	4,447 (162)	4,356 (307)	4,299 (417)	4,293 (398)
合計	24,678	24,574	24,540	24,539

(郵便局(株)資料より国土計画局作成)

簡易郵便局の受託者と一時閉鎖局の閉鎖理由

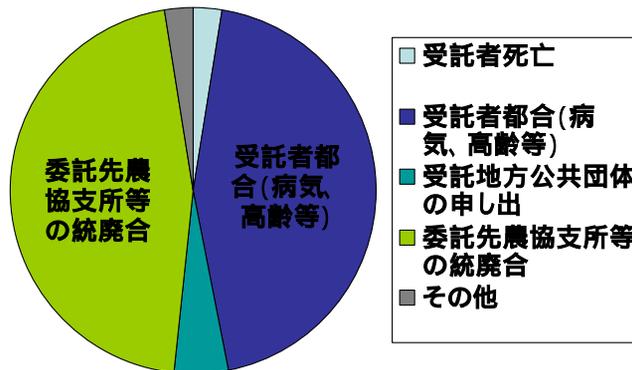
- ・簡易郵便局において一時閉鎖している局が400程度。
- ・一時閉鎖の解消のため、取扱手数料の引き上げなどの措置を実施。
- ・一方で簡易郵便局の受託者は個人が8割を超える。
- ・閉鎖理由としては、受託者の病気、高齢化と委託先である農協支所等の統廃合、事務効率化によるものが多く、合わせて全体の9割を占める。

簡易郵便局の受託者
(20年11月末現在)



個人が約86%を占める。長期的な業務の継続が課題(受託の後継者など)

一時閉鎖局の閉鎖理由
(20年9月現在)



一時閉鎖の理由は、受託者個人の病気・高齢化と委託先の統廃合で90%を占める

(郵便局(株)資料より国土計画局作成)

郵便局が受託している市町村業務・郵便局と支所の併設

- ・郵便局(直営局)は、市町村から住民票の写し等の証明書交付業務の他、ゴミ袋、公営バス回数券の販売を有償で受託し、行政サービスの提供を行っている。
- ・また、郵便局舎内への地方公共団体支所の併設や地方公共団体支所への郵便局の移設を行い、住民にワンストップサービスを提供している事例がある。
- ・その他、外務員の活用による高齢者を対象とした生活状況の確認、生活用品等の注文などの「ひまわり」サービスについては、全国148市町村で実施(20年3月現在)。

地方公共団体向けサービス(20年9月現在)

		取り扱い団体数	取り扱い郵便局数
証明書交付事務	戸籍謄本、抄本、住民票の写し等	147	557
受託交付事務	敬老優待券等	9	1,356
受託販売事務	ゴミ処理券、ゴミ袋、公営バス回数券等	105	1,398
その他	住宅再建共済制度の加入申込取次ぎ等	2	1,238
合計		239	3,989

郵便局舎内への地方公共団体支所の併設 : 5市町村 7局

地方公共団体支所への郵便局の併設(移設) : 3市町 3局

(郵便局(株)資料より国土計画局作成)

閉鎖中の簡易郵便局の対策

- ・閉鎖中の簡易郵便局の緊急対策として、渉外社員による場所・曜日・時間定めた出張サービス、車両の利用による移動郵便局を実施している。
- ・移動郵便局用の車両は現在1台のみ。一時閉鎖となっている簡易郵便局の代替措置。

出張サービス等

実施数

(H20.12現在)

	一時閉鎖	出張サービス	移動郵便局
局数	404	142	2

(郵便局(株)資料より国土計画局作成)

移動郵便局

(愛知県豊田市)

業務内容:

郵便窓口業務

ATMによる預貯金の受払いなど

場所・営業日等:

小原福祉センターふくしの里

毎週火曜日 10:30 ~ 12:30

御作(みつくり)公民館

毎週金曜日 10:30 ~ 12:30



愛称 ポスクル

(郵便局(株)記者発表より国土計画局作成)

郵便局の進退の状況

- 郵便局は、平成2年から18年の間で全国計では増加しているものの、過疎関係市町村内では4.0%減少している。
- 中国ブロックでは、均等に郵便局が設置される傾向がある。

過疎関係市町村における郵便局の進退状況

地図情報により、平成18年時点の過疎関係市町村で整理した郵便局数

	平成2年	平成18年	16年間増減割合増減率
過疎地域	5,953	5,753	-4.0%
非過疎地域	17,728	18,628	4.7%
合計	23,681	24,381	2.5%

国土交通省国土数値情報より国土計画局作成

過疎市町村の数の推移

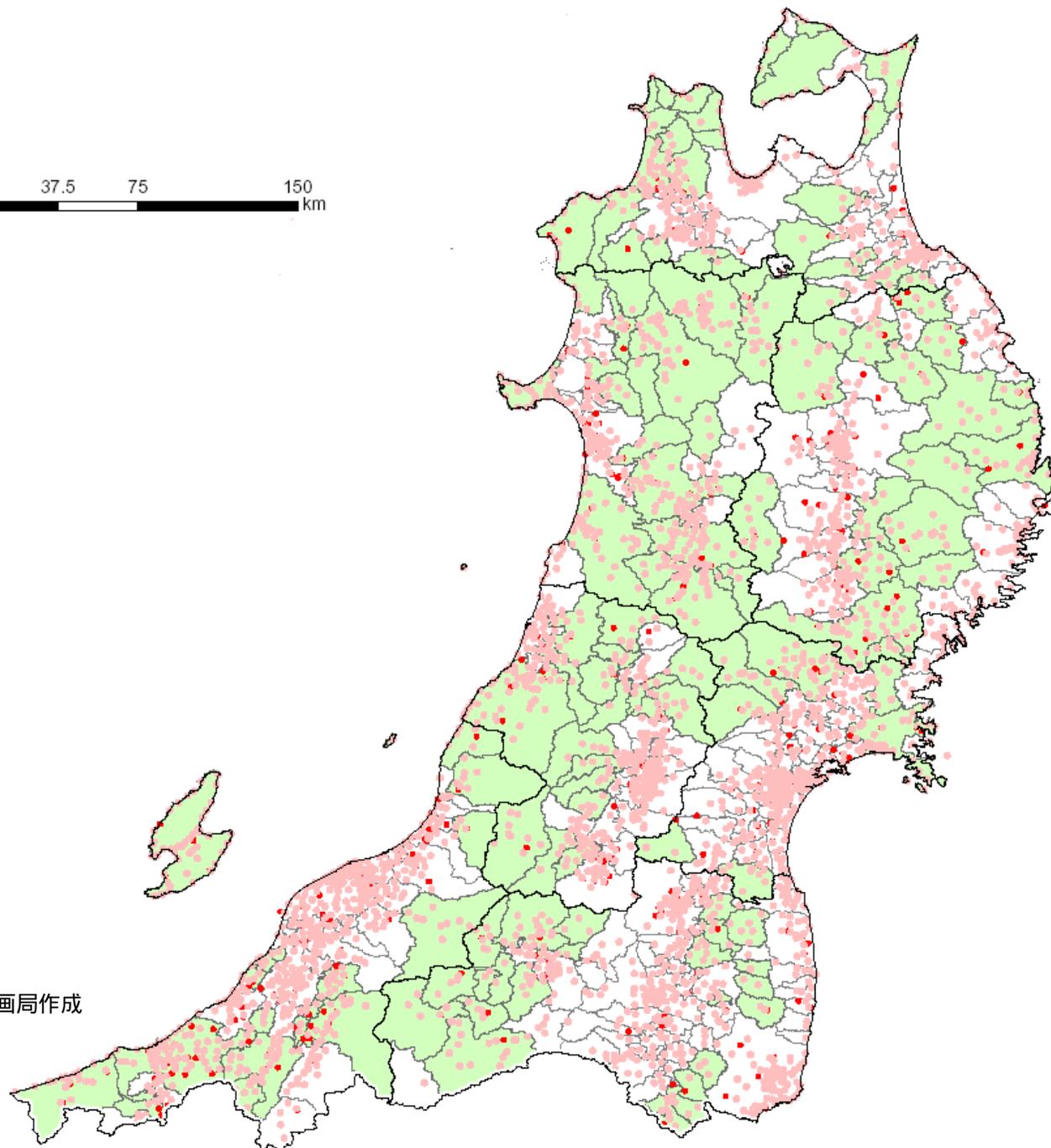
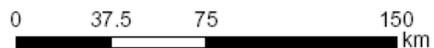
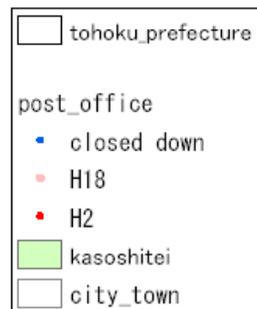
	平成2年4月	平成18年4月
過疎地域	1,143 35.2%	739 40.6%
非過疎地域	2,102 64.8%	1,082 59.4%
合計	3,245	1,821

総務省自治行政局過疎対策室

「過疎対策の現況」(平成2年度版、平成18年度版)より国土計画局作成

郵便局の進退状況

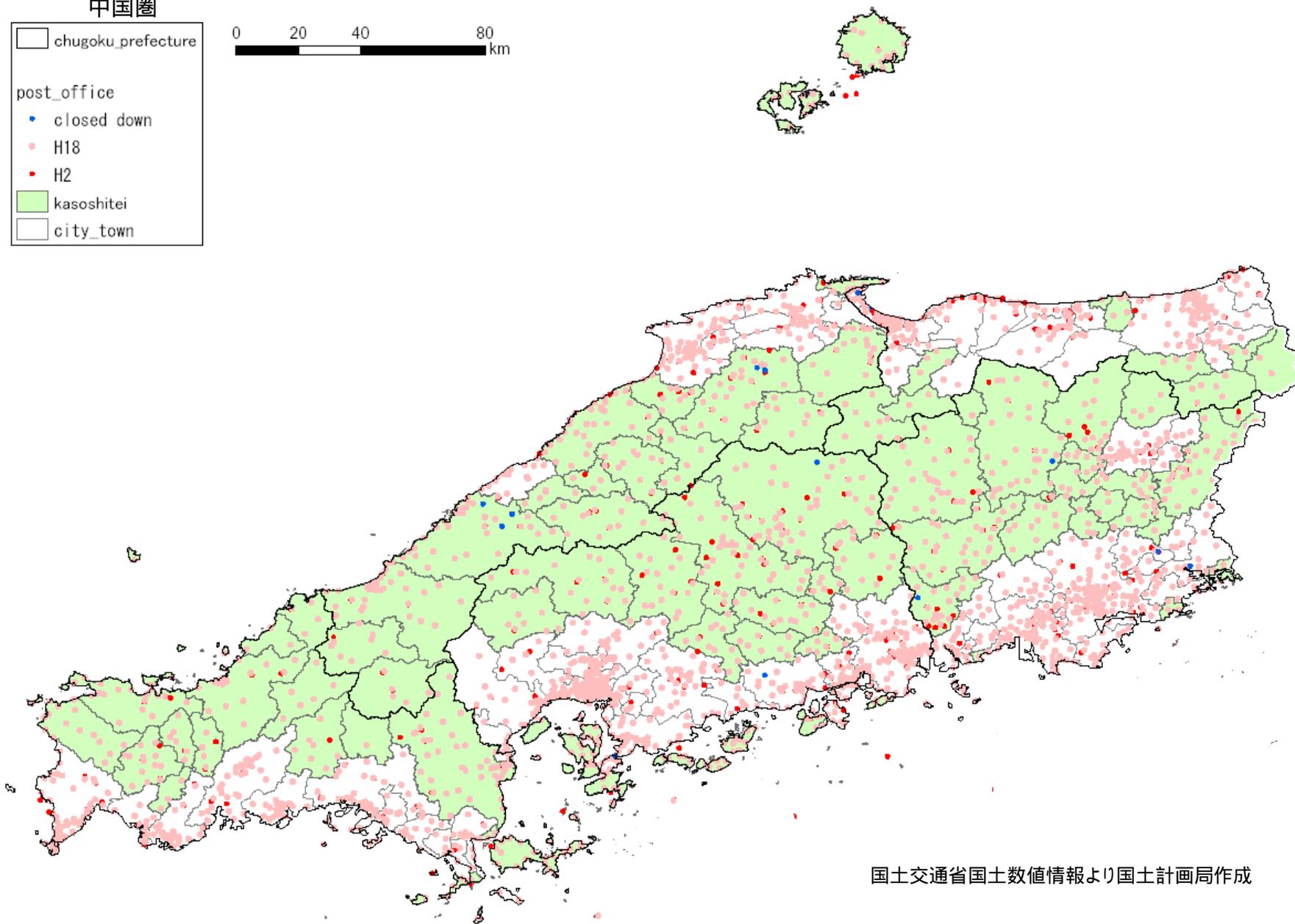
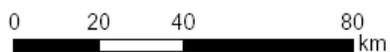
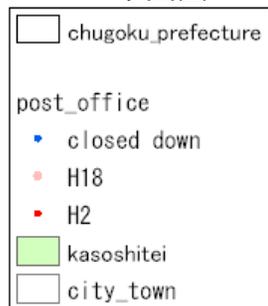
東北圏



国土交通省国土数値情報より国土計画局作成

郵便局の進退状況

中国圏



国土交通省国土数値情報より国土計画局作成

コンビニエンスストア内の簡易郵便局

- ・過疎地にあるコンビニエンスストアの店舗内に簡易郵便局を開設する動きがある。
- ・しかし、既存の郵便局舎内にコンビニエンスストアを開店する事例は都市部。
- ・過疎地では郵便局と共同搬送を実施している事例がある。

ローソン坂城村上市(長野県)・上五明簡易郵便局(予定)



ローソン店内に上田郵便局上五明分室を設置し、上田郵便局の局員が出向いて郵便局業務を行う。ローソン店舗オーナーは、分室開局期間内に、必要な研修を終了し、銀行代理業の再受託の許可を得るなどの準備を行い、簡易郵便局の受託を目指す予定。



高知県内では、ローソンと郵便事業会社が、手紙などを運ぶ郵便輸送車に、お弁当などの商品を一緒に積み込む共同配送により、輸送の効率化を図り、コストを節減している。

(株)ローソンHP等より国土計画局作成)

コンビニエンスストア商品の移動販売

- ・コンビニエンスストアの商品を車両に積み込み販売する動きがある。
- ・過疎地ではないが、直営店が工場へ車両で商品を搬送し、販売している事例がある。
- ・過疎地のフランチャイズ契約店が移動販売している事例がある。

大阪府牧方市の工業団地内において、平日の日中(午前11時～午後2時)に50アイテム(お弁当、飲料など)を販売。



モバイルローソン号

((株)ローソン資料より国土計画局作成)



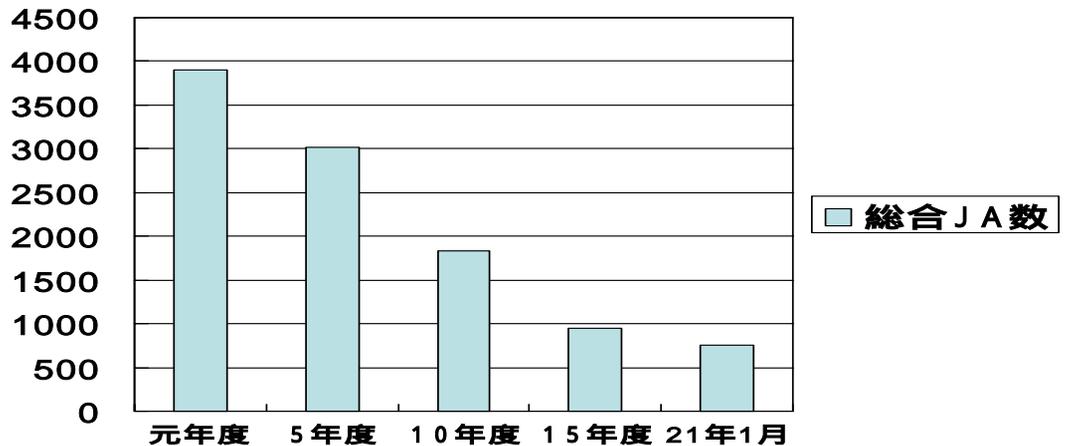
鳥取県江府町の食品小売業の安達商事が、ローソンとフランチャイズ契約し、江府町、伯耆町でお弁当などの食品の移動販売を開始。

(江府町商工会HPより国土計画局作成)

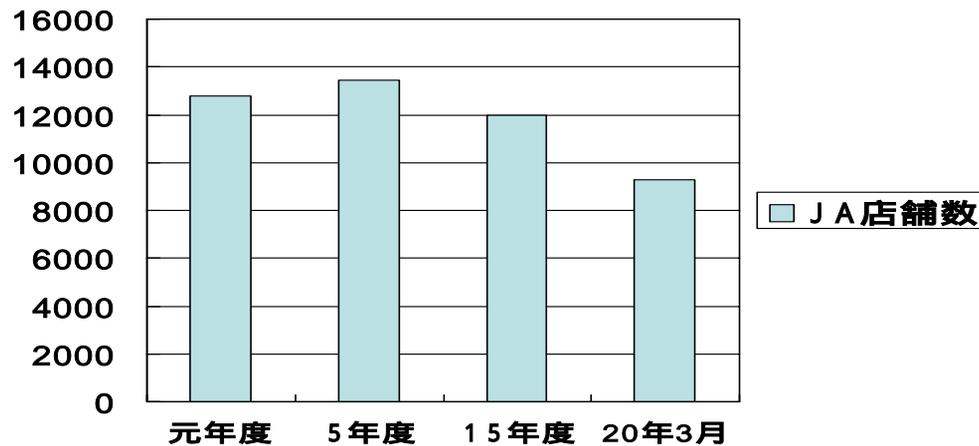
全国のJA数・JA店舗数(信用事業を実施)の推移

- ・全国の総合JAは事業基盤の強化と経営基盤の確立を図るため、全国で合併を進めている。
- ・同様に信用事業を行っているJA店舗数も減少している。

全国で合併が進み、平成元年には3899あったものが21年1月1日現在、757と約2割に減少している。



(JA HPより国土計画局作成)



(JA HP等より国土計画局作成)

信用事業を実施しているJA店舗数も、平成20年3月現在、平成5年度の7割弱に減少している。

奨学金の貸与額と申込資格の例

「日本育英会」の「独立行政法人日本学生支援機構」への改編に伴い、高等学校の学生向けの奨学金は各都道府県に移管。

愛知県の例（無利子）

区分 (貸与月数)	通学	貸与月額 円	貸与総額 千円	年収・所得の上限額 (4人世帯の目安)		
				給与所得世帯	給与所得以外の世帯	
高等学校 (36月)	国・公立	自宅	18,000	648	790万円程度	330
		自宅外	23,000	828		
	私立	自宅	30,000	1,080	809	343
		自宅外	35,000	1,260		

(独)日本学生支援機構 一種奨学金(無利息) 平成20年度入学者

区分 (貸与月数)	通学	貸与月額 円	貸与総額 千円	年収・所得の上限額 (4人世帯の目安)		
				給与所得世帯	給与所得以外の世帯	
大学 [*] (45月)	国・公立	自宅	45,000	2,025	951万円程度	465万円程度
		自宅外	51,000	2,295		
	私立	自宅	54,000	2,430	998	512
		自宅外	64,000	2,880		
短大 [*] 専修 <専門> (21月)	国・公立	自宅	45,000	945	936	450
		自宅外	51,000	1,071		
	私立	自宅	53,000	1,113	982	496
		自宅外	60,000	1,260		

第二種奨学金(利息付)については、年収・所得の上限額は上がり、貸与月額は3万円、5万円、8万円、10万円、12万円から自由選択。

(出典)独立行政法人 日本学生支援機構資料より国土計画局作成

(参考) 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことによって、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。

1 事業内容

急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を行う。

【採択基準】

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第12条により、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事のうち、次の各号に該当する場合で事業費7,000万円以上のもので、かつ原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。

急傾斜地の高さが10m以上であること

移転適地がないこと

次のいずれかに該当するもの

イ 人家おおむね10戸(公共的建物を含む)以上に倒壊著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7,000万円」を「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替える。さらに風倒木の発生の著しい地域(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」)第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算しておおむね5年以内の地域)における公共施設に関連する急傾斜地及び児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・厚生施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校(以下「災害時用援護者関連施設」という)を有する急傾斜地の場合は、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。この場合、災害時用援護者関連施設については、収容人員等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする。

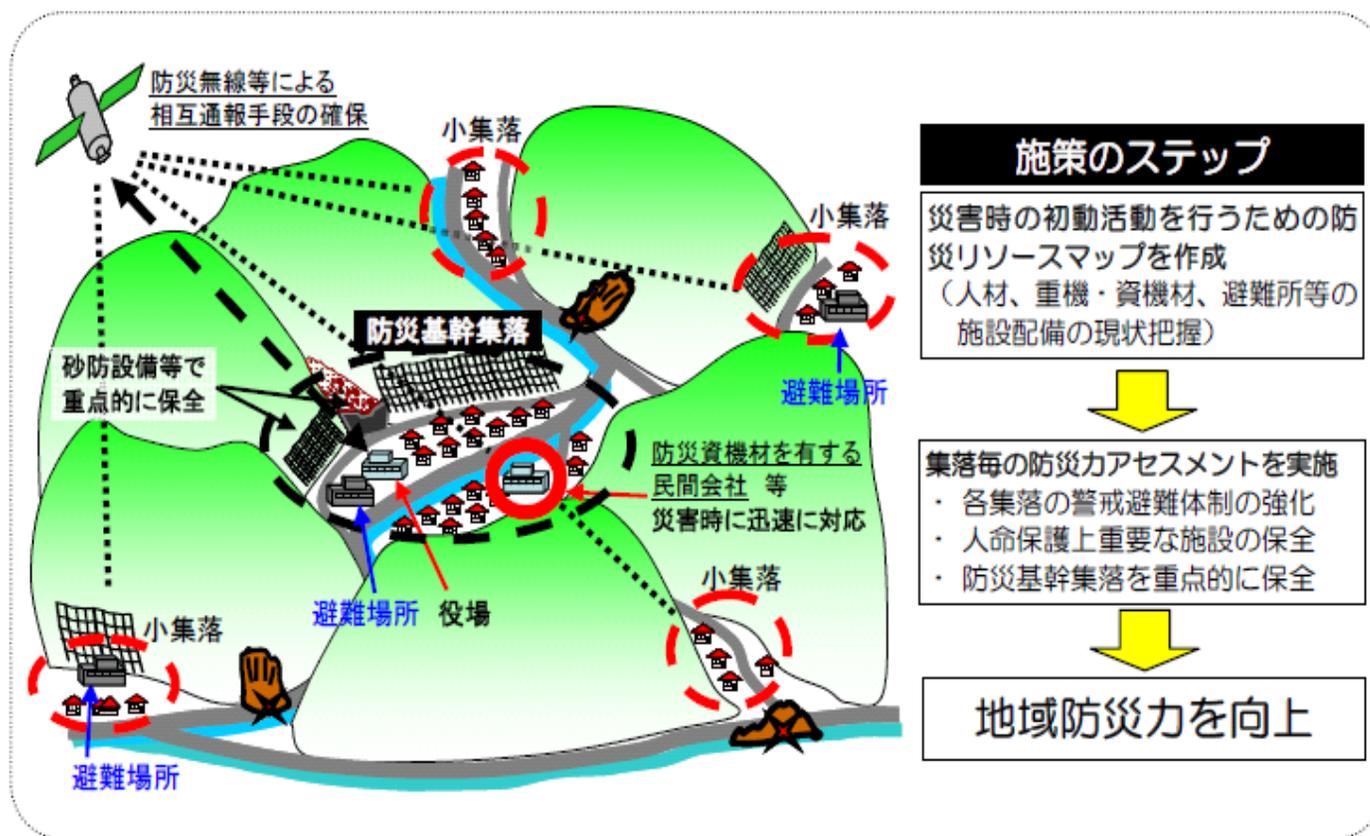
ロ 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所及び災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署、その他市町村地域防災計画に重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

【補助率】 1 / 2

(社)全国治水砂防協会「砂防関係事業の概要(H19年10月作成)」より国土計画局作成

(参考) 中山間地域における地域防災力の強化

土砂災害により社会・経済的に壊滅的な被害が生じやすい中山間地域において、各集落について防災力アセスメントを実施し、各集落の警戒避難体制の強化や避難場所等の人命保護上重要な施設の保全を図るとともに、地域全体の防災上の核となる集落(防災基幹集落(仮称))を抽出し重点的に保全することで、地域全体の防災力を向上させ、国土保全上重要な中山間地域の安全性を確保する。



(参考) 地域情報通信基盤整備推進交付金

地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し地域間の情報格差(デジタル・ディバイド)を是正するとともに、その利活用を促進することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図る。

1 施策の概要

FTTH、ケーブルテレビ、ADSL、衛星など地域間の情報格差是正に必要となる施設を幅広く支援の対象とすることにより、地域の柔軟かつ効率的なICT基盤整備を推進。定住自立圏の取組を推進するための基盤整備等を積極的に支援。

交付対象主体及び交付率

条件不利地域に該当する市町村(交付率: 1/3)

(注) 条件不利地域とは、過疎、辺地、離島(奄美及び小笠原を含む。)、半島、山村、豪雪及び沖縄

県

のこれらに類する地域をいう。

を含む合併市町村又は連携主体(交付率: 1/3)

(注1) 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り交付対象とする。

(注2) 定住自立圏の取組を推進するための基盤となる設備として、遠隔医療等に不可欠な送受信装置等も交付対象。

第三セクター法人(交付率: 1/4)

3 開始年度

18年度

4 所要経費

平成21年度予定額

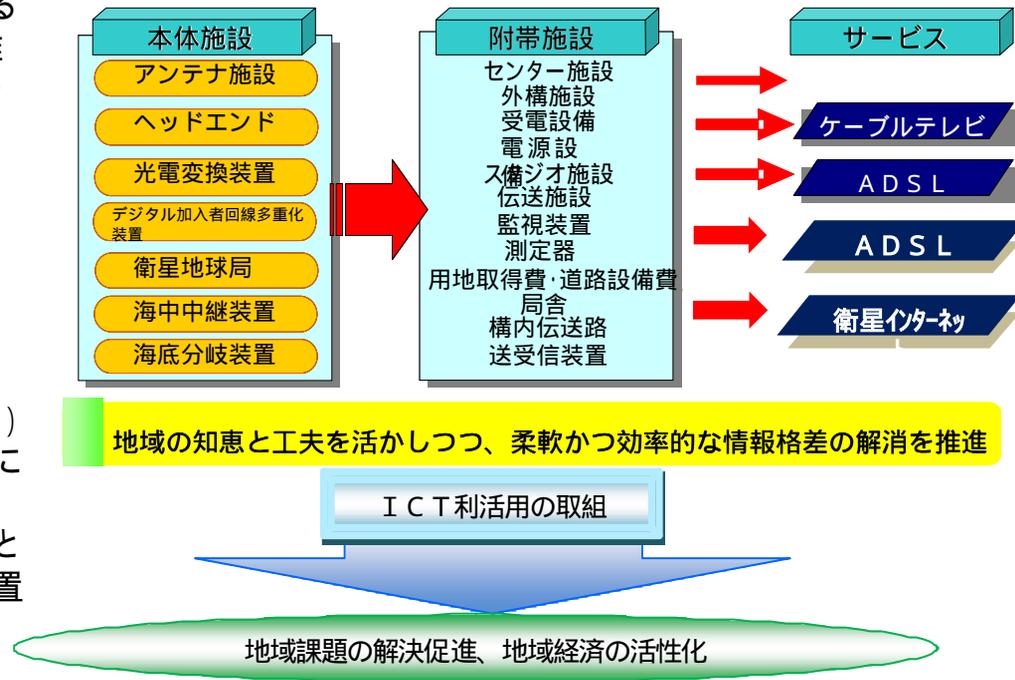
平成20年度予算額

一般会計

7,870百万円

6,200百万円

2 イメージ図



(参考) 地域イントラネット基盤施設整備事業

地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援。

1 施策の概要

学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークを整備することにより、電子自治体を推進するとともに、市町村合併の推進等を重点的に支援。

(1) 実施主体 都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体

(2) 補助対象経費 施設・設備費(センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等) 用地取得費・道路費

補助率 都道府県、市町村単独の場合 及び 都道府県、政令市、中核市から成る連携主体の場合 1 / 3 以外の連携主体、合併市町村(ただし、合併年度及びこれに続く一年度に限る。)

の場合及び沖縄県、沖縄県内の市町村 1 / 2

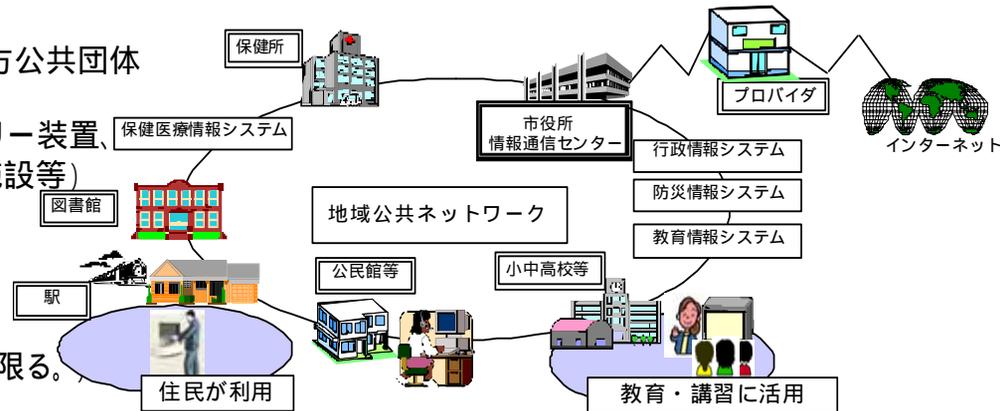
離島 2 / 3

第三セクターの場合 1 / 4

(4) その他 あらかじめケーブルテレビ等への開放を目的とする整備を可能とする。

あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備を可能とする。

2 イメージ図



3 開催年度

平成10年度

4 所要経費

	平成21年度予定額	平成20年度予算額
一般会計	2,240百万円	3,365百万円